

国土交通省 常石造船の計画認定 海事産業強化法関連で

常石造船の計画認定 国交省 海事産業強化法関連で

海事産業強化法関連で

国土交通省は23日、海事産業強化法に基づき、常石造船が策定した事業基盤強化計画を認定したと発表した。常石造船は、低・脱炭素燃料やバッテリーなどでの推進する船舶の開発・建造、神田ドック（神田造船所の修繕事業を承継する新会社）のグルーブ化・連携による修繕事業強化などを図

る。これにより、合計14
グループ28社が同認定を
受けた。

る。同計画が所定の要件を満たすと認められる場合は、国交相が認定する。認定を受けた造船事業者は、各種支援措置の活用が可能となる。海運事業者も、同認定を受けた造船事業者が建造する環境性能などに優れた船舶を導入する際、支援制度（特定船舶導入計画認定制度）が活用できる。

海事産業強化法に基^きき、造船・舶用事業者は新^たたな船舶などの開発や生^産方式の導入などによ^る生^産性向上に向けた計画（事業基盤強化計画）を策^定し、国交相に提出できま^す。

船舶の開発や建造に取り組む。

船舶の開発や建造に取り組む。